

○東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会規則

昭和 46 年 10 月 18 日

規 則 第 6 号

東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会条例（昭和 46 年条例第 2 号）の規定による定例会は毎年、3 月、9 月にこれを開く。ただし都合により招集の時期を繰上げまたは繰下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。